

宮城県パスポートセンターの 広告代理店募集要項

1 募集の目的

宮城県では、県の財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として、宮城県パスポートセンター内を活用し、企業・団体等のパンフレット、チラシ、フリーペーパー等（以下「広告」という。）を掲出できるパンフレットスタンドを設置する広告代理店を募集します。

2 募集する事業者

広告代理店 1社

3 事業者の業務内容

宮城県パスポートセンター内にパンフレットスタンド1台を設置し、広告の掲出を希望する企業・団体等(以下「広告主」という。)の募集、広告の掲出・補充・撤去等を行う。

※パンフレットスタンドの調達、設置及び撤去にかかる費用は事業者の負担となります。

※パンフレットスタンドの規格、設置場所、掲出できる広告の内容については後記「媒体資料」のとおりです。

4 広告の掲出期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 広告代理業務について、3年以上の営業実績を有すること。
(法人にあっては、商業登記事項証明書により、当該業務を法人の目的としていることを確認できること。)
- (2) 宮城県の県税を滞納していないこと。
- (3) 宮城県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

6 選定方法等

- (1) 募集期間 平成29年12月25日(月)から平成30年1月31日(水)まで
- (2) 申込方法
 - ①別紙「広告物掲出申込(見積)書」に必要事項を記し、必要書類を添付して、宮城県パスポートセンターまで募集期間内に持参又は郵送により提出してください。
※持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。
 - ②申込書に添付する必要書類
 - ア パンフレットスタンドのカタログ(本体の寸法、ポケット部の形状及び寸法がわかるもの)
 - イ 広告主への周知及びパンフレット類の補充等に係る方法等がわかる書類(任意様式)
 - ウ 法人・団体の定款、寄付行為又は規約の写し(個人事業主の場合は、住民票の写し)
 - エ 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料
 - オ 代理人が申し込む場合 委任状
- (3) 選定方法 申込書に記載された広告料の見積価格により選定
※見積価格の最も高い応募者について、広告関係規程及び応募資格に係る審査を行った上で決

定します。

※第1順位の応募者が失格となった場合は、第2順位以降の応募者について、順次審査の対象とします。

7 料 金

広告料(申込者の見積額)と使用料の合計額

- (1) 広告料 1か月あたり 10,000円以上(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 使用料 1年あたり 15,030円(1㎡まで)

※「使用料」は、パンフレットスタンドの設置に伴う行政財産の目的外使用許可に係る料金で、財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年3月26日宮城県条例第19号)の規定に従い算定するものです。

※使用料の額は、パンフレットスタンドの広告掲出部分の面積により算定しますので、上記と異なる場合もあります。

8 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- ・応募資格のない者が応募したとき
- ・2以上の応募をしたとき
- ・見積書の内容が不明確であるとき

9 広告関係規程

宮城県広告事業実施要綱

宮城県広告掲載等基準

宮城県広告事業事務取扱要領

10 その他

- (1) 選定結果は、応募された事業者すべてに通知します。
- (2) 申込書及び添付書類に記載された情報は、宮城県情報公開条例の規定により取り扱います。
- (3) 選定された事業者には、パンフレットスタンドの設置に係る「行政財産の目的外使用許可申請書」を提出していただき、この許可を受けられた上で、広告業務に関する契約書を締結していただきます。 ※契約書(案)については、お問い合わせください。
- (4) 契約期間は、契約締結の日から平成31年3月31日までとなりますが、所要の手続きの上、1年度間に限り契約を延長することができます。

11 申込み及び問合せ先

宮城県経済商工観光部 国際企画課 広告事業担当

〒981-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2278

電子メール passport@pref.miyagi.lg.jp

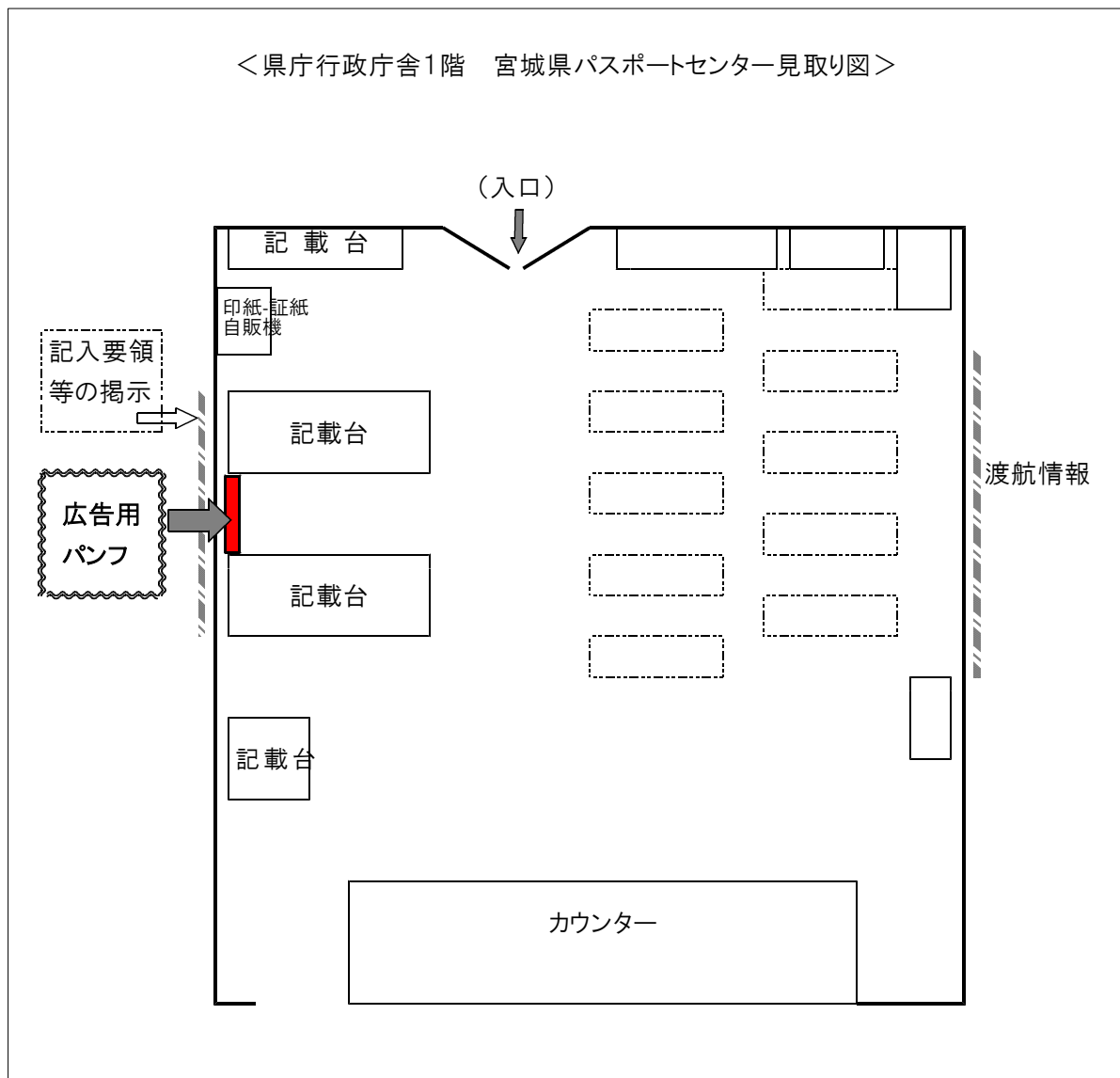
媒体資料

1 施設の概要

- (1) 名称 宮城県パスポートセンター(以下「パスポートセンター」という。)
- (2) 所在 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎1階
- (3) 利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時45分まで
日曜日 午前9時から午後4時45分まで
※土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(日曜日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの間は利用することができません。
- (4) 年間利用者数 延べ約85,000人(申請, 交付人数の計)

2 広告の掲出場所

下記見取り図のとおり



3 パンフレットスタンドの規格

- (1) 本 体 幅800mm×高さ1500mm×奥行き400mm以内
※幼児や高齢者も頻繁に出入りするスペースのため、安定性が確保されるもの
- (2) 広告掲出部分 A4版×3列×7段(計21ポケット)以内
※この部分の面積で使用料を算定します。
- (3) パンフレットスタンド上部には、「宮城県広告事業」及び広告代理店の名称並びに連絡先を表示すること。

4 掲出できる広告の内容等

- (1) 同時期に設置する広告の広告主は3社以内とする。
- (2) 広告は、パスポートセンターの性質に合致し、法令及び宮城県の広告関係規定に反しないものとする。
※広告主及び広告の内容については、掲出前に国際企画課の審査を受けること。
※審査の結果、広告内容の修正を求め、又は掲出を認めない場合もあるので、その指示に従うこと。
- (3) 同一の広告主が掲出するパンフレット類の内容等を変更しようとする場合も、事前に審査を受けること。

5 広告の取扱い等

- (1) パスポートセンターでは、広告の補充用在庫の保管は行わない。
- (2) 広告の補充に当たっては、国際企画課に連絡の上、業務に支障が生じない時間帯に実施すること。